

# アクサの「資産形成」の変額保険 ユニット・リンク

ユニット・リンク保険(有期型)

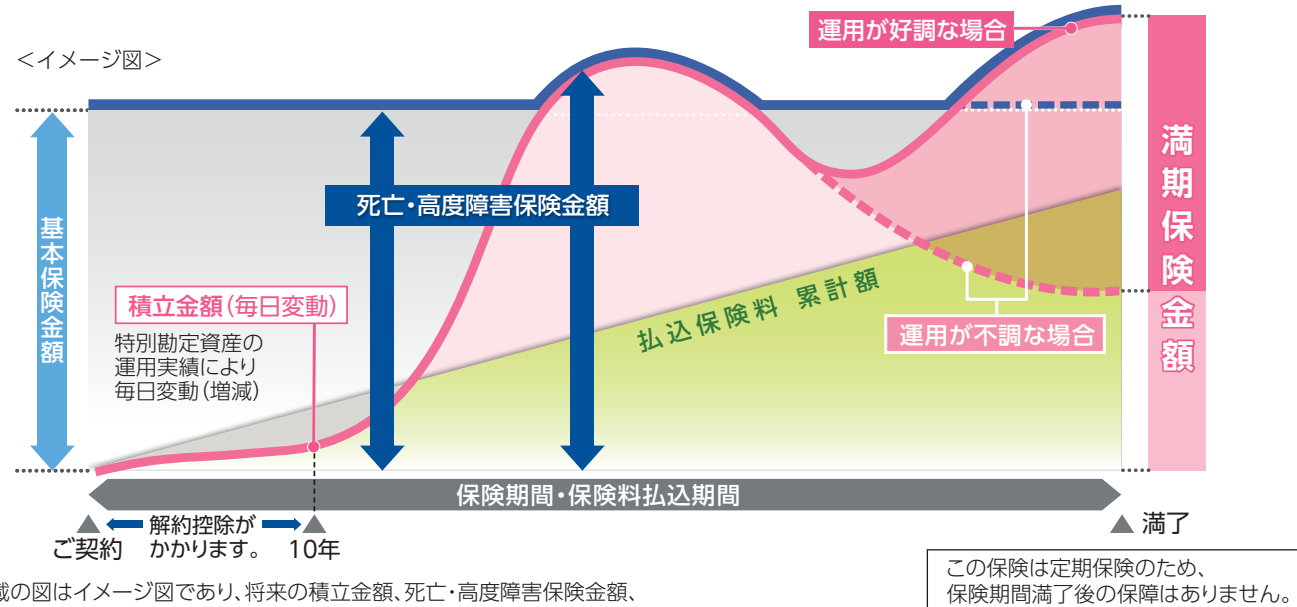
この保険は以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

死亡の保障

将来に向けての資金準備

**特長1** 死亡・高度障害保障を準備できる保険です。

**特長2** 保険期間満了時に、特別勘定資産の運用実績に応じた満期保険金を受取れます。 ※最低保証はありませんので払込保険料総額を下回ることがあります。



## ⚠ 特定保険契約に関する注意事項

この商品のご契約は、お支払いいただいた保険料を特別勘定で運用するもので、金融商品取引法の販売・勧誘ルール準拠となる特定保険契約に該当します。お申込みに際しては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をご契約前に十分にお読みいただき、投資リスクや負担いただく諸費用などの内容についてご理解・ご了解ください。

### 投資リスクがあります。

この保険は積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの保険です。

特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあり、ご契約を解約した場合の払いもどし金額や満期保険金額などが払込保険料総額を下回る場合があります。特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被る場合があります。

特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。

### 費用がかかります。

この保険にかかる費用には、ご契約の締結・維持、死亡保障などにかかる費用および特別勘定の運用にかかる費用があります。払込保険料からご契約の締結・維持などに必要な費用を控除した金額を特別勘定に繰入れます。したがって、払込保険料の全額が特別勘定で運用されるものではありません。また、特別勘定に繰入れた後に、死亡保障などに必要な費用や運用関係費を特別勘定資産から定期的に控除します。なお、ご契約の締結・維持・死亡保障などに必要な費用については、被保険者の年齢・性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

### 解約控除がかかります。

保険料払込年数が10年未満で解約された場合は解約控除がかかるため、払いもどし金額は小さくなります。特に早期に解約された場合は解約控除額が大きくなり、払いもどし金はまったくない場合もあります。

※費用・解約控除について詳しくは、中面をご覧ください。

主契約の保障内容		
このようなときにお支払いします	お支払金	お支払額
死亡したとき	死亡保険金	基本保険金額または死亡した日の積立金額の、いずれか大きい金額
高度障害状態になったとき	高度障害保険金	基本保険金額または高度障害状態になった日の積立金額の、いずれか大きい金額
保険期間満了時まで生存したとき	満期保険金	保険期間満了日の積立金額

※死亡保険金、高度障害保険金、満期保険金はそれぞれ重複してお支払いすることはありません。  
※お支払いの対象となる高度障害状態について詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

主契約のお取り扱い範囲	
契約年齢	0歳～70歳
保険期間・保険料払込期間	10年/15年/20年/25年/30年満了 50歳/55歳/60歳/65歳/70歳/75歳/80歳満了
基本保険金額	最低200万円～最高7億円(10万円単位、保険料建ての場合は月払保険料で1,000円単位)
保険料払込方法	月払
解約時の払いもどし金	払いもどし金額は、特別勘定の運用実績にもとづいて変動(増減)します。そのため、運用実績によっては、ご契約を解約した場合の払いもどし金額が払込保険料総額を下回る場合があります。(払いもどし金額に最低保証はありません。)
契約者配当金	この保険には、契約者配当金はありません。

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。  
※契約年齢などによってお取り扱いできない範囲があります。

任意付加 特約の保障内容	
特約	このようなときにお支払いします
リビング・ニーズ特約	ご契約者が被保険者の同意を得てこの特約を付加した場合、被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるときに、この特約の保険金受取人からのご請求により、死亡保険金の全部または一部について、この特約により保険金をお支払いします。
指定代理請求特約	ご契約者が被保険者の同意を得てこの特約を付加した場合、所定の保険金などの受取人が保険金などを請求できない所定の事情があるときに、保険金などの受取人に代わりあらかじめ指定した指定代理請求人が保険金などを請求することができます。

### ■生命保険募集人について

アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

■保険金などをお支払いしない場合などの制限事項について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約の際には、「リファレンスブック」「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

※詳しくは、変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

## 保険料払込時および保険期間中にかかる費用

(以下の各費用の合計額をご負担いただきます。)

### 保険関係費

保険契約の締結、維持などに必要な費用を保険料から控除します。保険料からこの費用を控除した金額を特別勘定に繰入れます。

また、特別勘定に繰入れた後に、死亡保障などに必要な費用を積立金額から定期的に控除します。

なお、上記の費用は、被保険者の年齢、性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

契約条件に関する特約(08)を付加し、特別保険料の付加の条件が適用された場合は、特別保険料をご負担いただきます。特別保険料は特別勘定では運用いたしません。

特別保険料は契約条件・特別条件承諾書でご確認ください。

### 運用関係費

項目	費用	ご負担いただく時期
運用関係費	<b>安定成長バランス型</b> 投資信託の純資産額に対して 年率0.53676%程度(税抜：0.4970%程度)*1	特別勘定にて利用する 投資信託において、毎日、 投資信託の純資産額から控除します。
	<b>積極運用バランス型</b> 投資信託の純資産額に対して 年率0.59454%程度(税抜：0.5505%程度)*1	
	<b>日本株式プラス型</b> 投資信託の純資産額に対して 年率1.02600%程度(税抜：0.9500%程度)	
	<b>外国株式プラス型</b> 投資信託の純資産額に対して 年率0.54000%程度(税抜：0.5000%程度)	
	<b>世界債券プラス型</b> 投資信託の純資産額に対して 年率0.70200%程度(税抜：0.6500%程度)	
	<b>オーストラリア債券型</b> 投資信託の純資産額に対して 年率0.33480%程度(税抜：0.3100%程度)	
	<b>新興国株式型</b> 投資信託の純資産額に対して 年率0.54000%程度(税抜：0.5000%程度)	
	<b>金融市場型</b> 投資信託の純資産額に対して 年率0.03510%~0.49680%程度 (税抜：0.0325%~0.4600%程度)*2	

※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬のほか、信託事務の諸費用など、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。

また、各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。

これらの運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

\*1 「安定成長バランス型」および「積極運用バランス型」の運用関係費は、主な投資対象である投資信託の信託報酬率を基本資産配分比率で加重平均した概算値です。

各投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価格の変動などに伴う実際の配分比率の変動により、運用関係費も若干変動します。

\*2 「金融市場型」の運用関係費は、各月の前月最終5営業日における無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じて毎月見直されます。

## 解約時にかかる費用

### 解約控除

項目	費用	ご負担いただく時期
解約控除	解約日における保険料払込年月数が10年未満の場合に、基本保険金額に対し保険料払込年月数により計算した額	解約日の積立金額から控除します。

※解約控除額は保険料払込年月数、契約年齢、保険期間などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。

※基本保険金額を減額されたときは、減額分は解約されたものとしてお取扱いしますので、減額部分にも解約控除がかかります。

※保険料払込年月数が10年未満の場合にユニット・リンク払済保険への変更などをされる場合にも解約控除がかかります。

※早期に解約された場合は解約控除額が大きくなり、払いもどし金はまったくない場合もあります。

## 積立金の移転にかかわる費用

項目	費用	ご負担いただく時期	備考
積立金移転費用	【書面による移転申込みの場合】 月1回1,500円、 2回目からは1回につき2,300円	積立金の移転時	毎回の移転について積立金から控除します。
	【インターネットによる移転申込みの場合】 月1回の移転は無料、 2回目からは1回につき800円		1ヵ月に2回以上積立金の移転を行う場合、2回目からの移転について積立金から控除します。

※積立金移転時は、その際必要となる移転費用の2倍相当額以上の積立金残高が必要です。

※積立金移転費用は将来変更される可能性があります。

## 年金払特約(06)、年金払移行特約による年金支払期間中にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理などに必要な費用	年金額に対して1.0%* 年単位の契約応当日に責任準備金から控除します。

\* 3年の確定年金の場合、年金額に対して0.99%。

※年金管理費は、将来変更される可能性があります。

## 付帯サービス



アクサ  
メディカル  
アシスタンス  
サービス

●健康アプリ Health U

●優待サービス 郵送検査キット

※「健康アプリ Health U」はアクサ生命、その他のサービスはサービス提供会社が提供します。  
上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。